

平成 18 年 5 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社エフアンドエム
(コード番号 4771 大証ヘラクレス)
本 社 大阪府吹田市江坂町 1-23-38
代 表 者 名 代表取締役 森中 一郎
問 い 合 せ 先 取締役 管理本部副本部長 田辺利夫
T E L 0 6 - 6 3 3 9 - 7 1 7 7

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

弊社ならびに弊社子会社（弊社グループ）が提訴しておりました、債務者に対する業務委託料支払請求訴訟について、平成 18 年 3 月 27 日付で和解による解決をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

本訴訟は、弊社グループが債務者の業務の一部を受託したことにかかる業務委託料の支払が相当の期間を経ても履行されなかったことにつき、平成 15 年 3 月 25 日に大阪地方裁判所（以下、地裁）において支払請求訴訟を債務者に対して提起したものであります。

その後、平成 17 年 11 月 15 日に地裁において、原債権の内 194,830 千円とこれに対する年 6 % の割合による金利の支払を債務者に命ずる判決が言渡されました。これに対して被告債務者が大阪高等裁判所（以下、高裁）に控訴申立てを行ったため、弊社グループは上記地裁判決に基づき債務者に対する差押え等の法的手段による債権回収を図っておりました。このような経緯において、高裁より和解勧告がなされ、弊社グループは早期かつ確実な回収を重視し、和解に応ずることといたしました。

2 和解の内容

(1) 弊社グループに対する支払総額	126,030 千円
(2) 支払方法	
平成 18 年 4 月末、同 5 月末支払一時金	80,000 千円
平成 26 年 11 月末までの分割払金	46,030 千円

3 今後の見通し

上記和解内容に対応して、弊社グループといたしましては、従来計上しておりました偶発損失引当金 158,717 千円を取り崩すと共に、114,113 千円の貸倒引当金を設定しております。これにより来期以降本件に関連して新たに発生する損失はありません。

また本件和解は平成 18 年 3 月 27 日付で成立していたものの、開示につきましてはこれまでの経緯より、初回の支払計画が履行されたことを確認した後に行うべきと判断していたところ、初回の和解金の入金を確認されたため、本日付での開示となりました。

以上